

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行	今 回 樹 立								
<p>P1 18 行目 水源涵養^{かん} 以下同じ</p> <p>P1 24 行目 多<u>目的</u>機能</p> <p>P1 26 行目 若い林分が 39.8%と多くを占めており、今後、</p> <p>P2 15 及び 17 行目 路網等</p> <p>P2 18 行目 一</p> <p>P3 2 行目 瀑布等</p> <p>P3 31 行目 設置<u>の推進</u>をします。</p> <p>P4 3 行目 伐採面積の縮小等に配慮します。</p> <p>P5 15 行目 林家の森林面積は 1 ha未満であり、</p> <p>P6 12 行目 伐採面積の縮小等に配慮します。</p> <p>P10 4 行目 天然更新の対象樹種の表</p> <p>天然更新の対象樹種</p> <table border="1"> <tr> <td>天然更新の対象樹種</td><td>針葉樹_____等</td></tr> <tr> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td><td>ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等</td></tr> </table>	天然更新の対象樹種	針葉樹_____等	ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等	<p>P1 17 行目 水源涵養(かんよう)</p> <p>P1 23 行目 多<u>面</u>的機能</p> <p>P1 24 行目 若い林分が 39.8%あり_____、今後、</p> <p>P2 12 及び 14 行目 作業路網</p> <p>P2 15 行目 (注) 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。 ※振興局の指導により追記した。</p> <p>P3 3 行目 瀑布等</p> <p>P3 32 行目 設置<u>を推進</u>します。</p> <p>P4 3 行目 伐採面積の縮小等に配慮します。</p> <p>P5 14 行目 林家の所有・經營面積は 1 ha未満であり、</p> <p>P6 12 行目 伐採面積の縮小等に配慮します。</p> <p>P10 4 行目 天然更新の対象樹種の表</p> <p>天然更新の対象樹種</p> <table border="1"> <tr> <td>天然更新の対象樹種</td><td>針葉樹、ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類等</td></tr> <tr> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td><td>ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等</td></tr> </table>	天然更新の対象樹種	針葉樹、ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類等	ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等
天然更新の対象樹種	針葉樹_____等								
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等								
天然更新の対象樹種	針葉樹、ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類等								
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、クリ、サクラ類、カエデ類 等								

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行					今 回 樹 立				
P13 4行目 成長を阻害する草本植物等を除去し					P13 13行目 成長を阻害する雑草等を除去し				
P13 18行目 また、1及び3に定める間伐の基準					P13 26行目 また、1に定める間伐の基準				
P19 2行目 を目標に基幹林道や支線林道と一体的な路網整備を図る					P19 8行目 を目標に林道と一体的な路網整備を図る				
P20 15行目 なお、基幹路網として林道、林業専用道を開設し、搬出路及び支線として森林作業道を開設します。					P20 20行目 なお、基幹路網として林道、林業専用道を開設します。				
17行目 基幹路網の整備計画は次のとおりです。					21行目 また、作業路網の状況については、参考資料(4)のとおりです。				
P21 7行目 なお、作業路網の状況については、参考資料(4)のとおりです。 ※表示位置の変更					23行目 基幹路網の整備計画は次のとおりです。				
P24 34行目 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標					P21 (10行目の次) ※削除(位置の変更)				
P23 1行目	作業の種類	現状(参考)	将 来		P23 1行目	作業の種類	現状(参考)	将 来	
	伐倒	緩・中傾斜	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ ブロッサ	伐倒	緩・中傾斜	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ ブロッサ
	集材		↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ グラップル、 フォワード、	集材		↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ グラップル、 フォワード、 不整地運搬車
	造材					造材		↓ 架線集材機	↓ グラップル、 フォワード、 不整地運搬車
	搬出					搬出			
	伐倒	急傾斜	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ 架線集材機	伐倒	急傾斜	チェーンソー ↓ 小型集材機、林内作業車	チェーンソー ↓ ウインチ付グラップル
	集材		↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ ブロッサ	集材		↓ チェーンソー ↓ クレーン付トラック	↓ ブロッサ
	造材				↓ グラップル、 フォワード、 不整地運搬車	造材			
	搬出					搬出			
	造林	地拵	チェーンソー	チェーンソー		造林	地拵	チェーンソー	チェーンソー
	保育等	下刈	刈払機	刈払機		保育等	下刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	人力	人力		枝打ち	人力	人力	人力

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行		今 回 樹 立																												
P23 29 行目	また、特用林産物については、零細な林家によって小規模ではあるが、シイタケ・山菜等が生産されており、JA京都等を通じて京阪神方面に出荷されています。 今後も既存の施設を有効に活用した地域の特産物として、高品質の産物を安定的に供給出来る一貫した生産・流通・加工・販売システムの確立への支援に努めます。	P23 31 行目 また、特用林産物については、零細な林家によって小規模ではあるが、シイタケ・薪等が生産され_____、生産組合の販売所において販売し地産地消を進めています。 林地残材については、紙・木質エネルギーの原料として近隣市町のチップ工場に出荷して、出来るだけ材を山に残さないよう努めます。 今後も既存の施設を有効に活用した地域の特産物として、高品質の産物を安定的に供給出来る一貫した生産・流通・加工・販売システムの確立への支援に努めます。																												
P24 2 行目	合法性の確認等の実施及び合法性_____木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努めます	P24 9 行目 合法性の確認等の実施及び合法性 <u>確認</u> 木材等の取扱い数量の増加等の取組促進に努めます																												
P24 24 行目	表 の位置	P24 18 行目 鳥獣害防止森林区域を下表に定めるものとします。 表 の位置を変更 <u>※下表の直ぐ下に変更</u>																												
P24 22 行目	わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）_____ 銃器による捕獲等の実施	P25 4 行目 わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。） <u>及び</u> 銃器による捕獲等の実施																												
P25 28 行目	3 林野火災の予防の方法 林野火災の防止のため、地域住民に対する普及啓発等について <u>は</u> 、関係機関（消防署等）と連携を取り、啓蒙・啓発に努め_____ます。	※P26 5 行目 3 林野火災の予防の方法 林野火災の防止のため、地域住民に対する普及啓発等について <u>は</u> 、関係機関（消防署等）と連携を取り、啓蒙・啓発に努め <u>るとともに、火入れ実施者に対して、防火帯の設置等、防火対策について、関係法令等を厳守するよう指導の徹底を図ります。</u>																												
P27 27 行目	特用林産物のシイタケ・山菜等は、JA京都等を通じて京阪神方面に出荷します。	P28 10 行目 特用林産物のシイタケ・薪等は、 <u>生産組合の販売所において販売し地産地消を進め</u> ます。																												
P28 4 行目	なお、森林の総合利用施設の整備目標は次表のとおりの現状ですが、計画については今後検討します。 森林の総合利用施設の整備計画	※P28 19 行目から 26 行目 削除																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の種類</th> <th colspan="2">現状（参考）</th> <th colspan="2">(将来)</th> <th rowspan="2">対図番号</th> </tr> <tr> <th>位置</th> <th>規模</th> <th>位置</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林公园</td> <td>上宮津</td> <td>25,000 m²</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>森林広場</td> <td>吉津</td> <td>9,000 m²</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション施設</td> <td>日ヶ谷</td> <td>2,000 m²</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	現状（参考）		(将来)		対図番号	位置	規模	位置	規模	森林公园	上宮津	25,000 m ²			1	森林広場	吉津	9,000 m ²			2	レクリエーション施設	日ヶ谷	2,000 m ²			3	
施設の種類	現状（参考）		(将来)		対図番号																									
	位置	規模	位置	規模																										
森林公园	上宮津	25,000 m ²			1																									
森林広場	吉津	9,000 m ²			2																									
レクリエーション施設	日ヶ谷	2,000 m ²			3																									

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行				今 回 樹 立																				
<p>P28 27行目 森林経営管理制度に基づく事業を実施するに当たり、隨時、意向調査_等を進めています。</p> <p>32行目 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>作業種</th><th>面 積</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未定</td><td>未定</td><td>未定</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				区域	作業種	面 積	備 考	未定	未定	未定	—	<p>P29 11行目 森林経営管理事業については、計画的に、森林資源情報の収集、意向調査_等を進めています。</p> <p>16行目 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th><th>作業種</th><th>面 積</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市新宮</td><td>間伐</td><td>未定</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>					区域	作業種	面 積	備 考	宮津市新宮	間伐	未定	—
区域	作業種	面 積	備 考																					
未定	未定	未定	—																					
区域	作業種	面 積	備 考																					
宮津市新宮	間伐	未定	—																					
<p>P29 17行目 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の</p> <p>技術的基準 を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。</p>				<p>P30 4行目 加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、盛土等の災害防止のために必要な許可基準（工事の技術的基準）を厳守させるなど、制度を厳正に運用します。</p>																				

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行	今 回 樹 立								
<p>別紙4 丹後天橋立大江山国定公園</p> <p>I 第1種特別地域 区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>森 林 の 所 在 (区 域)</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法 (1) <u>整伐</u>とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木抾伐を行うことができます。 (2) <u>単木抾伐</u>の伐期齢は、標準伐期齢に10年以上加えた林齢とします。 (3) <u>抾伐率</u>は、現在蓄積の10%以内とします。</p> <p>「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	森 林 の 所 在 (区 域)	面 積	字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63	<p>別紙4 丹後天橋立大江山国定公園</p> <p>I 第1種特別地域 区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>森 林 の 所 在 (区 域)</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法 (1) <u>単木抾伐法</u>によるものであること。 (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。 (3) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。 「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	森 林 の 所 在 (区 域)	面 積	字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63
森 林 の 所 在 (区 域)	面 積								
字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63								
森 林 の 所 在 (区 域)	面 積								
字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部	63								

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行	今 回 樹 立				
<p>II 第2種特別地域 区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <p>森林の所在 (区域) 面 積 単位 面積: ha</p> <table border="1"> <tr> <td>字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部</td><td>2,683</td></tr> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法</p> <p>(1) <u>主伐は択伐します。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐することができます。</u></p> <p>(2) <u>国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。</u></p> <p>(3) <u>伐期齢は、標準伐期齢以上とします。</u></p> <p>(4) <u>択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</u></p> <p>(5) <u>伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、国定公園部長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができます。</u></p> <p>(6) <u>特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとします。</u></p> <p>(7) <u>皆伐する場合は、1伐区の面積を2ha以内とし、伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできません。</u></p> <p>〔自然公園区域内における森林の施業について〕(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部	2,683	<p>II 第2種特別地域 区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <p>森林の所在 (区域) 面 積 単位 面積: ha</p> <table border="1"> <tr> <td>字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部及 び国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班 の一部</td><td>2,683</td></tr> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法</p> <p>イ 択伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。</p> <p>(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) 公園事業に係る施設(令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 皆伐法によるものにあっては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p> <p>(3) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。 「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部及 び国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班 の一部	2,683
字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部	2,683				
字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、 字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字 獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畠、字日置、字東 野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部及 び国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班 の一部	2,683				

宮津市森林整備計画の樹立 新旧対照表

※R08.1.27

現 行	今 回 樹 立								
<p>Ⅲ 第3種特別地域</p> <p>区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>森 林 の 所 在 (区 域)</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部</td><td>2,217</td></tr> </tbody> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法 全般的な風致の維持を考慮することとします。 「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日付け34林野指第6417号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	森 林 の 所 在 (区 域)	面 積	字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217	<p>Ⅲ 第3種特別地域</p> <p>区分: 森林法施行規則第10条第5号 (自然公園法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>森 林 の 所 在 (区 域)</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部</td><td>2,217</td></tr> </tbody> </table> <p>【施業方法】</p> <p>1 伐採方法 全般的な風致の維持を考慮することとします。 「自然公園法施行規則」(昭和32年厚生省令第41号)</p> <p>2 その他 伐採は、森林法による手続きと自然公園法第20条による知事の許可が必要です。</p>	森 林 の 所 在 (区 域)	面 積	字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217
森 林 の 所 在 (区 域)	面 積								
字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217								
森 林 の 所 在 (区 域)	面 積								
字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、 字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畠、字東野、字日ヶ谷、字松 尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部及び国有林京都大阪森林管 理事務所68林班の全部及び69林班の一部	2,217								